

■ USTR による 301 条に基づいた対抗措置

中国関係船への入港料	中国船社・船主に対する入港料 中国船社・船主の本船の米国港入港に対し (a) 2025 年 10 月 14 日以降、\$50/NT（純トン） (b) 2026 年 4 月 17 日以降、2028 年 4 月 17 日にかけて最高 \$140/NT まで段階的に増額される額を徴収。 中国建造船に対する入港料 本船の NT もしくは揚げコンテナ本数に応じて算出される入港料の、金額の高いどちらかを徴収。 NT 入港料は、 (a) 2025 年 10 月 14 日以降、\$18/NT (b) 2026 年 4 月 17 日以降、2028 年 4 月 17 日にかけて最高 \$33/NT に段階的に増額。 揚げコンテナ本数に対する入港料は、 (a) 2025 年 10 月 14 日以降、\$120/ 本 (b) 2026 年 4 月 17 日以降、2028 年 4 月 17 日にかけて最高 \$250/ 本に段階的に増額。1 航海に複数米国港に寄港する場合は 1 カウントとする。
海外建造自動車専用船への入港料	海外建造自動車専用船の米国港入港に対し、2025 年 10 月 14 日以降、\$46/NT を徴収。米国寄港に対し、年間 5 回を上限に徴収。
LNG 輸送での米国船使用義務化	2028 年 4 月 17 日～2029 年 4 月 16 日：LNG の 1% が米国籍・米国運航船で輸出されることを義務付ける。 2029 年 4 月 17 日以降：米国建造が要件に加わる他、2029 年 4 月 17 日時点の 1% が段階的に引き上げられ、2047 年 4 月 17 日以降の 15% を上限に米国籍・米国運航・米国建造船で輸出されることを義務付ける。

注) USTR の発表や各種報道を基に本紙作成。金額や条件などは発表時から修正されており、本表の内容は 25 年 10 月時点のもの